

地区別申告相談日程

月 日	曜日	対 象 地 区
2月23日	月	中台、牛熊、木戸台、町原、谷台
24日	火	長倉、取立、姥山、遠山
25日	水	小堤、寺方、曾根合、於幾、坂田
26日	木	上町全域
27日	金	本町全域、古川全域
3月2日	月	東町全域、両国新田
3日	火	栗山のうち 東部、第1、第2、 第3、第4、南部2
4日	水	上記以外の栗山地区
5日	木	鳥喰全域
6日	金	北清水全域
9日	月	新島全域
10日	火	屋形全域
受付場所	公民館2階講堂	
受付時間	午前9時～11時 午後1時～4時	

確定申告と
納税の期限

- ★所得税 2月16日～3月16日
- ★消費税(個人事業者)
1月5日～3月31日
- ★贈与税 2月2日～3月16日

正しくお早めに

町県民税・所得税の申告相談

2月16日スタート

平成9年分所得税の確定申告と町県民税の申告受付が、2月16日から始まります。町税務課では、申告相談を公民館講堂で別表のとおり地区別に行いますので、決めた日に済ませますようご協力をお願いします。毎年、期間間近になると、申告会場は大変混雑し、落ち着いて相談できなかったり、長時間お待たせすることにもなりかねません。ゆとりをもった早めの申告手続きをお願いいたします。

また、期限までに申告しなかったり、誤った申告をしたりすると、不足の税金のほか「加算税」や「延滞税」なども納めていただくこととなりますので十分ご注意ください。

確定申告が必要な方

◎所得税

- ・平成9年度中の年間合計所得金額(各種の所得金額の合計)が、所得控除額(社会保険料・配偶者・扶養・基礎控除などの控除金額の合計額)を越える方。
- ・給与所得者で、年収が2,000万円を越える方。
- ・給与所得のほかに、20万円を越える所得のある方。(ただし、所得税の還付申告を提出するために確定申告を提出する

る場合は、給与所得以外の所得が20万円以下でも、これを合せて申告しなければなりません)

- ・所得を2ヶ所以上から受けている方。
- ・還付申告をされる方。

◎消費税

- ・基準期間(平成7年分)の課税売上高が3,000万円を越える方(課税事業者)または、消費税課税事業者選択届出書を提出した方。

給与所得者の

所得税還付申告

- 給与所得者で次のような場合は、確定申告すると源泉徴収された所得税が還付されます。
- ◆マイホームをローンで取得した場合(住宅取得等特別控除)
- ◆多額の医療費を支払った場合(医療費控除)
- ◆年途中で退職し、年末調整を受けていない場合
- ※ 所得税の還付申告は、1月から税務署で受け付けいたします。



昨年の申告相談